

還付の申告は
7月31日まで

税源移譲で増額した 住民税を還付します

退職などで平成19年中の所得が大幅に減り、所得税が課税されなかった方は、申告により平成19年度分の住民税から税源移譲により増額した住民税相当額を減額し、納付済みの場合は還付します。

○対象となる方

・平成19年の所得が減り所得税が課税されなかった方

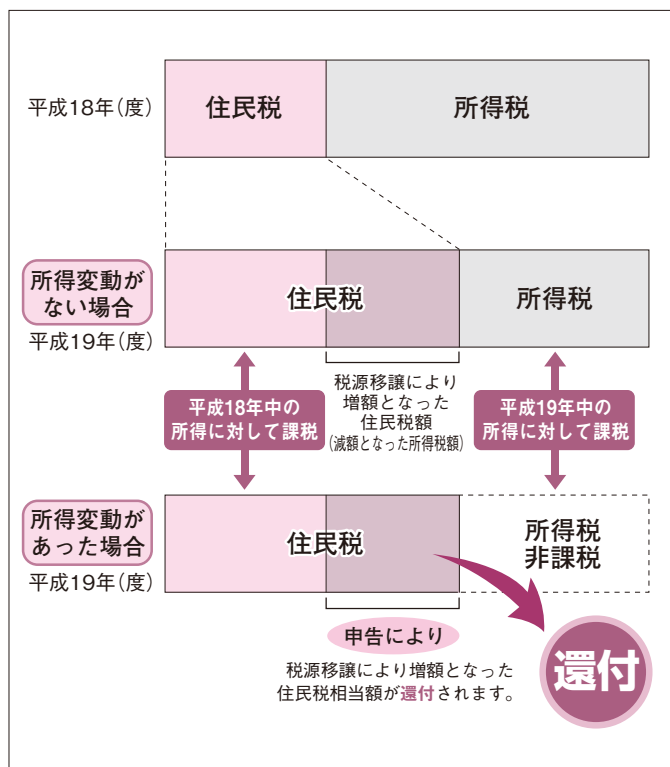
・次の①、②両方に該当する方

①平成18年分所得税が課税された方(申告分離課税を除く)
②平成19年分所得税が課税されなかった方(申告分離課税分を含む)

*申告分離課税：資産の譲渡などに対する課税で、給与などとは税率が異なるもの

なお、平成20年度分住民税の納税者とならない方、住宅ローン控除などにより所得税の課税がなくなった方は対象となりません。

○申告期間 平成20年7月1日(火)～31日(木)(還付を受けるためには申告が必要になります。必ず期間内に手続きを行ってください)



○申告先 平成19年分住民税が課税されていた市区町村(平成19年1月1日時点でお住まいの市区町村)

※他の市区町村から転入された方は、申告先に間違いのないようご注意ください。

問合せ先

税務課
☎35-3136

該当となる可能性のある方で、平成19年、平成20年ともし高山市にお住まいの方へは申告書をお届けします。

応援します。母子家庭の就業

平成20年度新規事業

市では、教育訓練講座の受講費用や職業訓練中の生活支援のための給付金を支給し、母子家庭の自立を応援します。

(関連記事 17 ページ)

対象者 市内在住の母子家庭の母で、児童扶養手当受給者、または同程度の所得水準にある方(一定の条件があります)

○自立支援教育訓練給付金

就業を目的とした教育訓練講座の費用の一部を支給します。

給付金の額 受講費用の2/3相当で1,000円未満切り捨て(上

限10万円、下限4,000円)

対象講座 医療事務・情報処理などの雇用保険法の規定による教育訓練給付金の指定教育訓練講座に同じ

○高等職業訓練促進等給付金

就職のための資格取得を目的として専門学校などで2年以上修業する場合、修業期間中の生

活支援として給付金を支給します。
対象資格 (例) 看護師、保育士、介護福祉士、理学療法士、作業療法士

①訓練促進給付金

3年間を上限に毎月支給
住民税非課税世帯103,000円
住民税課税世帯51,500円

②訓練修了支援給付金

修了後に一時金として支給
住民税非課税世帯50,000円
住民税課税世帯25,000円

※希望される方は、必ずあらかじめお問い合わせください。

問合せ先

子育て支援課
☎35-3140